

坂井市農業者労働災害共済 共済金請求手続きの流れ

※記載されている内容はあくまで概要です。疑問点がある場合は、速やかにお問い合わせください。



①事故発生日から1ヵ月以内に以下の書類を提出してください

- 事故発生届
 - 事故発生場所を示す地図（住宅地図に目印を付けたもので可）
 - 事故状況を示した説明文（事故の発生原因等が分かる現場写真を添付）
- ※事故内容によっては共済金給付対象外と判断される場合があります
（農作業が原因の傷病でない場合、元々の持病である場合など）



治療期間



●事故発生日から6ヵ月経過しても治療が継続している場合、
以下の書類を提出してください

- 継続療養報告書



②治療期間（継続療養報告書提出で最長1年）終了後3ヵ月以内に以下の
書類を提出してください

- 請求書
- 診断書
- 治療費の領収証のコピー

ただし食事療養費・保険適用外分は支給対象外

～対象となる事故～

以下の農作業中に発生した「けが」、「疾病」、「死亡」等の事故

- ① 農業機械などを使用する作業
- ② 動力によらない小農具・農機を利用する作業
- ③ 圃場周辺の除草作業ほか農業用施設の維持管理作業
- ④ トラクター・コンバイン等農業用機械に乗った圃場への移動作業

《注》過去1年以内に同内容の治療歴がある場合、過去3年以内に同内容の
共済給付を受けている場合など、持病と判断される傷病は対象外

～事故発生届～

1) 提出期限

原則事故発生後1ヵ月以内

提出が事故発生後1ヵ月を過ぎた場合は、「遅延理由書」
の提出が必要となります

2) 届出者

農労災共済加入申込者（原則、罹災者であること）

3) 共済事故証明者

《区長または農家組合長》 本人・家族である場合は原則不可
（例）罹災者が農家組合長ならば区長に証明してもらう

《現認者》 事故の内容を説明できる方（家族以外の目撃者等）

※現認者がいない場合は記載しなくても可

～共済金請求～

1) 提出日

「傷病が治癒した」、「療養を中止した」、「治療してなお障害が残った」、「死亡した」、「請求期間が終了した」の何れか該当する場合、以降3ヵ月以内に提出してください。

2) 記載内容

共済金請求額は、事務局で算定いたしますので記載は不要です。

3) 振込口座

- ①罹災者本人の口座に限定します（原則他の者の口座は不可）
- ②口座名義の欄は通帳記載の「カタカナ」名義をご記載ください

4) 添付書類

①領収書

医療機関で発行された診察日や、保険分・私費分の区別が分かるもの（明細が記載されたものとしす） ※診断書に該当しない領収書は対象外となります

②診断書

- ・様式は指定したものに限りす
- ・「事故の原因」には農作業が原因であることが分かるような記述としてください（不詳、単に転倒などの記述は不可）
- ・「障害の有無」が「有」と記載されている場合は、「障害等級」も記載されていること（労災保険の等級）※障害共済金の支払のため

《注》診断書は受診した医療機関に記載してもらってください。
また、内容の訂正が必要な際は必ず、医療機関に記載してもらってください。

《お問い合わせ先》

坂井市 農業振興課

TEL:0776-50-3150

J A 福井県坂井基幹支店 営農指導課

TEL:0776-67-8210